

こどもまんが
こども家庭庁

こども誰でも通園制度の本格実施に 向けた検討状況について

令和 7 年度の実施状況等について

第1回（7月18日）

- ・令和6年度試行的事業の振り返り
- ・令和7年度の実施状況・国による伴走的支援の取組の共有(1)

第2回（9・10月想定） ※追加的な議論が必要であれば第3回を10・11月に開催

- ・令和7年度の実施状況・国による伴走的支援の取組の共有(2)
- ・こども誰でも通園制度研修についての検討状況報告(1)
- ・対応の方向性（案）の提示

第3回（12月想定）

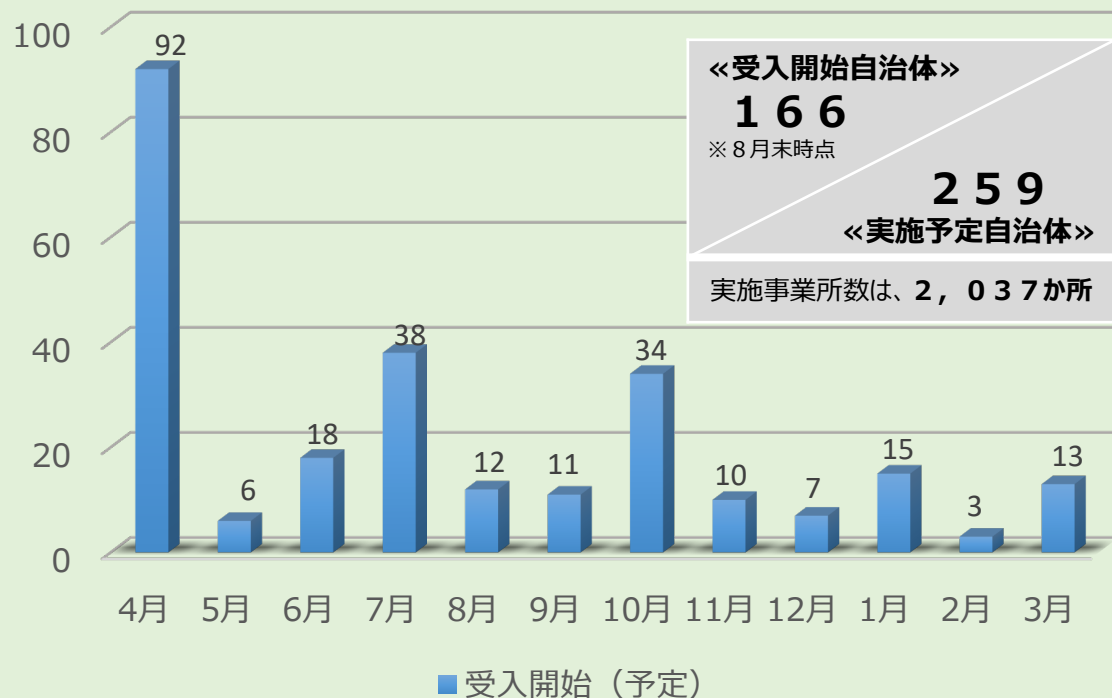
- ・令和7年度の実施状況・国による伴走的支援の取組の共有(3)
- ・こども誰でも通園制度研修についての検討状況報告(2)
- ・議論の取りまとめ
- ・手引改正案の提示（これまでの議論の内容を手引に反映）

【こども誰でも通園制度】令和7年度と令和8年度以降の比較表

	令和7年度	令和8・9年度	令和10年度以降
制度	地域子ども・子育て支援事業	乳児等のための支援給付	
人員配置・設備運営基準	保育士1/2配置・保育所並みの設備基準等 ※必要に応じて見直し		
利用可能時間	10h	未定 (経過措置有) ※国が定める時間数の実施が難しい自治体における経過措置の内容についても要検討	未定
補助・公定価格等	0歳児：1,300円 1歳児：1,100円 2歳児：900円 ※1時間300円を標準として利用料を徴収	未定	
提供体制	自治体の手上げで実施	全国で実施	
研修	子育て支援員研修基本研修＋専門研修 (一時預かり事業・地域型保育)等	こども誰でも通園制度に特化した研修 (開発中)	

- ☆令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業として自治体の判断で実施。
- ☆今年度は、259自治体で実施予定。8月末時点で166自治体で事業が開始されている。

今年度実施予定自治体と開始時期



※259自治体のうち、178自治体が令和7年度中に総合支援システムを活用予定。

事業所類型の 実施自治体数 ※予定数含む ※複数回答含む	認可保育所……………174自治体
	認定こども園（幼保連携型）……………163自治体
運営主体ごとの 実施自治体数 ※予定数含む ※複数回答含む	認定こども園（幼稚園型）……………63自治体
	小規模保育事業所（A型）……………63自治体
	認定こども園（保育所型）……………61自治体
	幼稚園（施設型給付を受ける）……………43自治体
	地域子育て支援拠点……………33自治体
	幼稚園（施設型給付を受けない）……………30自治体
	認可外保育施設……………22自治体
	事業所内保育事業所……………18自治体
	企業主導型保育施設……………11自治体
	小規模保育事業所（B型）……………9自治体
	一時預かり事業所……………8自治体
	家庭的保育事業所……………6自治体
	認定こども園（地方裁量型）……………5自治体
	自治体独自事業（未定含む）……………5自治体
	単独（専用）施設……………4自治体
	小規模保育事業所（C型）……………3自治体
	児童発達支援センター……………2自治体
	社会福祉法人……………160自治体
	公立……………154自治体
	学校法人……………133自治体
	株式会社……………54自治体
	特定非営利活動法人……………27自治体
	個人立……………16自治体
	一般社団法人……………15自治体
	医療法人……………8自治体
	宗教法人……………6自治体
	合同会社……………5自治体
	有限会社……………4自治体
	公益財団法人……………1自治体

令和7年度 こども誰でも通園制度実施（予定）自治体一覧 速報

2025/8/31現在

市区町村名			市区町村名			市区町村名			市区町村名			市区町村名			市区町村名			市区町村名		
1	北海道	札幌市	39	福島県	福島市	75	埼玉県	さいたま市	114	富山県	富山市	151	三重県	津市	190	鳥取県	鳥取市	228	佐賀県	佐賀市
2		函館市	40		会津若松市	76		川越市	115		高岡市	152		伊勢市	191	島根県	奥出雲町	229		唐津市
3		旭川市	41		郡山市	77		行田市	116		滑川市	153	滋賀県	松阪市	192		岡山市	230		鹿島市
4		室蘭市	42		いわき市	78		本庄市	117	石川県	上市町	154		東近江市	193		笠岡市	231		嬉野市
5		北見市	43		白河市	79		鴻巣市	118		金沢市	155	京都府	米原市	194	岡山県	総社市	232		有田町
6		苫小牧市	44		相馬市	80		越谷市	119		七尾市	156		京都市	195		高梁市	233	長崎県	長崎市
7		根室市	45		二本松市	81		志木市	120		野々市市	157		宇治市	196		新見市	234		佐世保市
8		千歳市	46		南相馬市	82		新座市	121	福井県	津幡町	158		大阪市	197		備前市	235		東彼杵町
9		滝川市	47		伊達市	83		久喜市	122		福井市	159		堺市	198		瀬戸内市	236		佐々町
10		富良野市	48		国見町	84	千葉県	千葉市	123		勝山市	160	大阪府	豊中市	199	広島県	真庭市	237	熊本県	熊本市
11	北海道	登別市	49	茨城県	南会津町	85		市川市	124	山梨県	坂井市	161		池田市	200		和気町	238		御船町
12		恵庭市	50		北塩原村	86		船橋市	125		甲府市	162		高槻市	201		広島市	239		益城町
13		北広島市	51		小野町	87		松戸市	126	長野県	長野市	163		枚方市	202		呉市	240		芦北町
14		石狩市	52	茨城県	水戸市	88		野田市	127		松本市	164	大阪府	八尾市	203	山口県	尾道市	241	大分県	大分市
15		倶知安町	53		龍ヶ崎町	89		成田市	128		飯田市	165		富田林市	204		福山市	242		中津市
16		美幌町	54		笠間市	90		習志野市	129	岐阜県	須坂市	166		大東市	205		東広島市	243		臼杵市
17		湧別町	55		鹿嶋市	91		柏市	130		塩尻市	167		摂津市	206	徳島県	下関市	244		豊後高田市
18		厚真町	56		筑西市	92		鎌ヶ谷市	131		御代田町	168	兵庫県	東大阪市	207		防府市	245		杵築市
19		浦河町	57	栃木県	宇都宮市	93		香取市	132	静岡県	中川村	169		太子町	208	香川県	周南市	246	鹿児島県	姪島村
20		陸別町	58		足利市	94		大網白里市	133		小布施町	170		河南町	209		田布施町	247		宮崎市
21		釧路町	59		栃木市	95		千代田区	134	岐阜県	岐阜市	171	兵庫県	千早赤阪村	210		吉野川市	248		延岡市
22		別海町	60		佐野市	96		中野区	135		羽島市	172		神戸市	211	愛媛県	上勝町	249		小林市
23	青森県	青森市	61		鹿沼市	97	東京都	杉並区	136		本巣市	173	兵庫県	姫路市	212		高松市	250	鹿児島県	鹿児島市
24		弘前市	62	栃木県	日光市	98		北区	137		岐南町	174		伊丹市	213	高知県	三木町	251		鹿屋市
25		八戸市	63		小山市	99		荒川区	138	静岡県	静岡市	175		三田市	214		多度津町	252		霧島市
26		三沢市	64		大田原市	100		町田市	139		浜松市	176	奈良県	加西市	215	福岡県	松山市	253		与論町
27		むつ市	65		さくら市	101	神奈川県	多摩市	140		沼津市	177		養父市	216		今治市	254	沖縄県	那覇市
28	岩手県	盛岡市	66	群馬県	茂木町	102		横浜市	141	愛知県	三島市	178		丹波市	217		南国市	255		宜野湾市
29		一関市	67		野木町	103		川崎市	142		富士宮市	179		南あわじ市	218		いの町	256		浦添市
30		二戸市	68		前橋市	104		相模原市	143		富士市	180	奈良県	淡路市	219		北九州市	257		豊見城市
31		奥州市	69		高崎市	105	新潟県	横須賀市	144		長泉町	181		猪名川町	220		福岡市	258		嘉手納町
32	宮城県	仙台市	70		伊勢崎市	106		秦野市	145		名古屋市	182	和歌山県	奈良市	221		久留米市	259		南風原町
33		亘理町	71		太田市	107		新潟市	146	愛知県	春日井市	183		大和郡山市	222	福岡県	飯塚市			
34	秋田県	秋田市	72		館林市	108		柏崎市	147		豊川市	184		桜井市	223		大野城市			
35		湯沢市	73		渋川市	109		小千谷市	148		大府市	185		葛城市	224		宗像市			
36	山形県	山形市	74		板倉町	110		見附市	149		扶桑町	186		和歌山市	225		古賀市			
37		鶴岡市				111		燕市	150		美浜町	187		海南市	226		広川町			
38		天童市				112		上越市				188		新宮市	227		みやこ町			
						113		南魚沼市				189		紀美野町						

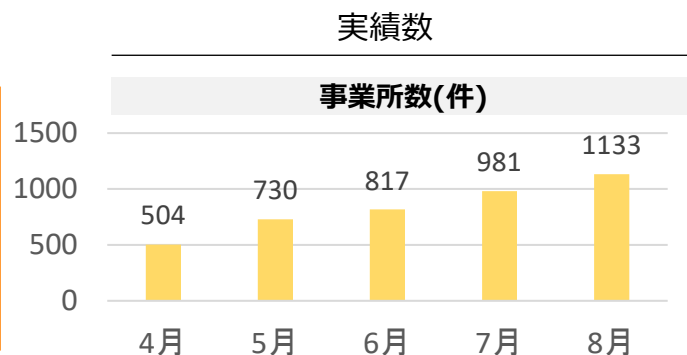
※緑色付き自治体は、既に受入れ開始の報告を受けている166自治体※

こども誰でも通園制度総合支援システムの利用状況 (令和7年4～8月)

- 8月は7月に比べて「事業所登録」は約1.2倍、「利用者認定」は約1.3倍に増加している。
- 自治体別に見ると、4月比「事業所登録」が約2.2倍、「利用者認定」が約2.8倍、「利用」は約7倍に増加している。

業務プロセス

事業所登録



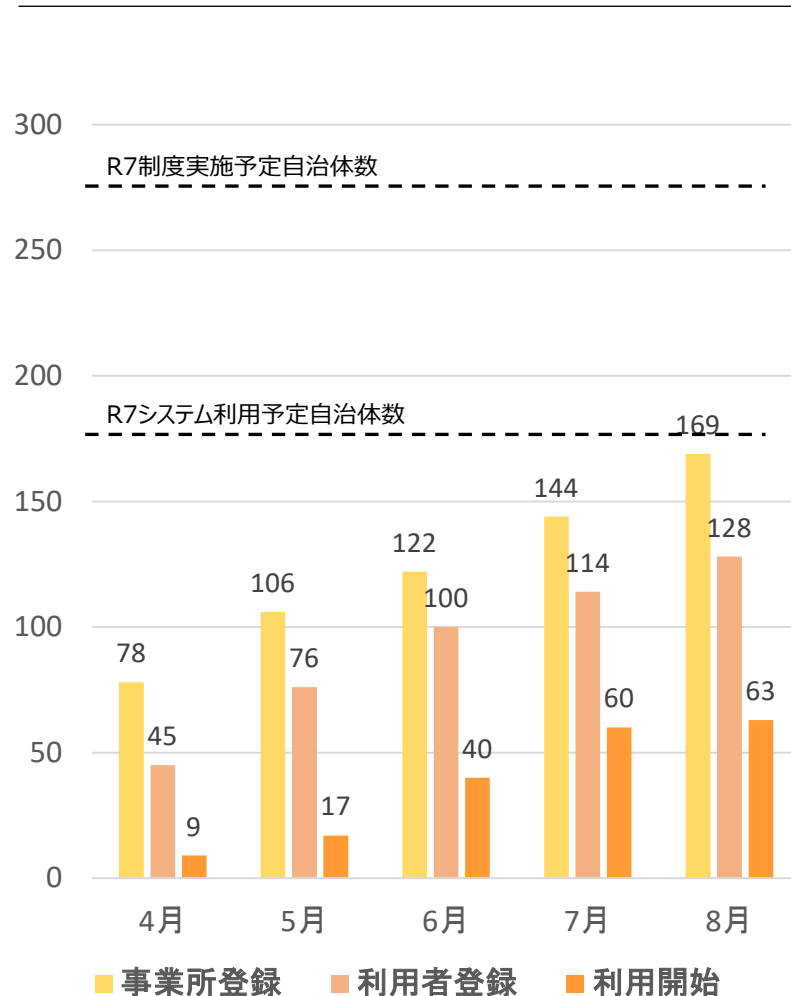
利用者認定



利用



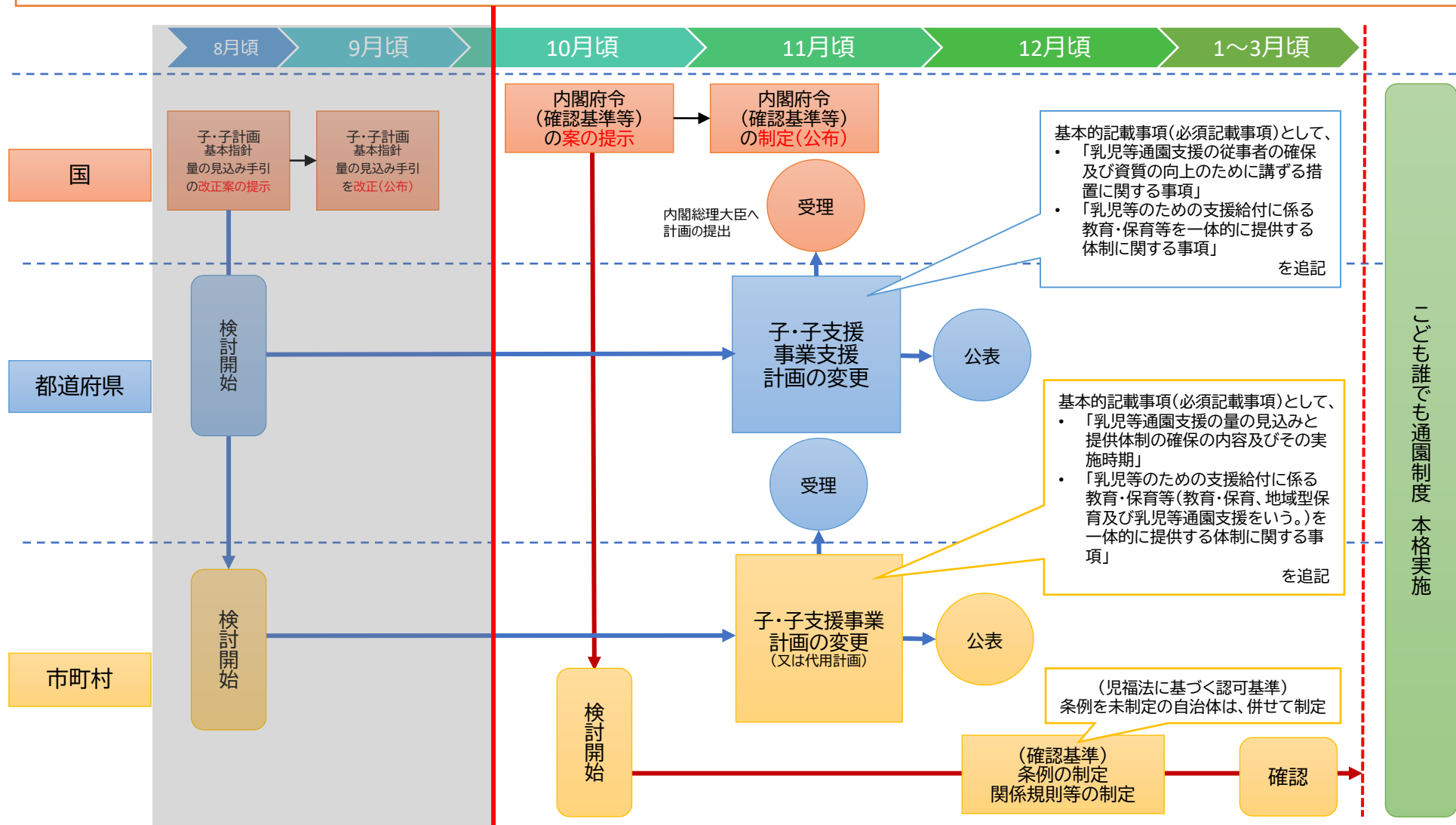
システム利用実績 (市区町村数)



本格実施に向けた 準備状況等について

本格実施に向けた準備事務フロー

- ・子・子計画基本指針等に基づき、自治体は量の見込みと確保方策について検討し、子・子支援事業計画等の変更(又は代用計画の作成)を年内に実施。
- ・確認基準について、国は近日中に内閣府令の案を提示。自治体は、条例案について検討し、12月議会で制定。



本格実施に向けた準備スケジュール案①

		R7年度												R8
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
国	内閣府令・ 子計画基本指針													
都道府県	子ども・子育て支援 事業支援計画													
市町村	計画 子ども・子育て支援 事業計画 (又は代用計画)													
	条例 認可基準条例													
	認可 認可手続きに 関する規定等													
	認可に係る 受付・審査													
	確認 確認手続きに 関する規定等													
	確認に係る 受付・審査													
	意見 聴取 児童福祉審議会等 意見聴取													

・あくまで想定であり、実際のスケジュールは異なる場合がある。

本格実施に向けた準備スケジュール案②

			R7年度												R8
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
市町村	給付認定	乳児等支援給付認定に関する規定等						検討			制定・施行				こども誰でも通園制度 本格実施
		乳児等支援給付認定									受付開始				
	システム	総合支援システム													
	事業説明会	事業説明会（関連部局）													
		事業説明会（事業所）													
	予算	予算要求													
	広報	広報紙、HP、SNS													
	研修	保育士向け研修の実施等													

・あくまで想定であり、実際のスケジュールは異なる場合がある。

目 的

令和8年4月からの円滑な事業実施のため、自治体の準備業務をチェックリスト化し自治体へ提供。
あわせて、新たに発生する業務（認可、確認、給付認定、給付費の支給等）に係る業務フローや参考様式を発出し、自治体の準備状況やスケジュールに合わせたきめ細かいフォローアップを行う。

フォローアップのイメージ

自治体の準備業務のチェックリスト化

- 令和8年4月までに行うべき、自治体の準備業務を整理
- チェックリスト化し、自治体へ提供

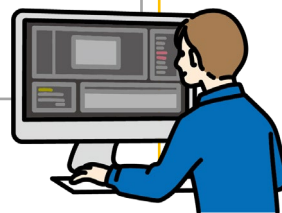
準備状況の把握、見える化等

- 月ごとに自治体の準備状況を把握・見える化し、自治体へフィードバック
- 新たな業務（認可、確認、給付認定、給付費の支給等）に係るフローチャートや参考様式の作成・提供
- 自治体ネットワークを活用した情報交換会による先行自治体の情報共有

きめ細かいフォローアップ

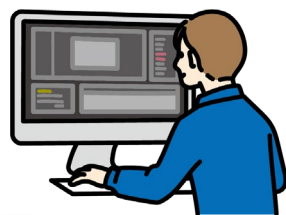
- 自治体準備状況や議会等のスケジュールに応じた必要な行政説明や情報発信による支援

令和8年4月からの円滑な事業実施



自治体の準備業務のチェックリスト化

- 自治体の準備業務を
 - ・計画策定
 - ・条例制定
 - ・認可、確認、給付認定
 - ・広報
 などに分類して整理し、各項目の目安となる完了時期を見える化
- 準備業務をチェックリスト化し、都道府県・市区町村へ提供
- 国は、毎月、自治体の進捗状況を把握したうえで、必要な行政説明や情報発信等による伴走型支援を実施



市町村コード

市町村コードを入力してください

行や列の範囲は絶対に行わないでください！(選択ができなくなります)

カテゴリ	準備事項	9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		作業期間 (目安)	進捗		(未完了の場合) 進捗状況
		上 旬	下 旬	上 旬	下 旬	上 旬	下 旬	上 旬	下 旬	上 旬	下 旬	上 旬	下 旬	上 旬	下 旬		未完了	完了	
市町村子ども・子育て支援事業計画の変更(又は代用計画)等	子ども子育て支援事業計画(事業計画)の作成														9月～11月	○			
	計画策定の業務														9月～11月	○			
	計画策定の業務(計画策定の業務)														9月～11月	○			
	計画策定の業務(計画策定の業務)														9月～11月	○			
	計画策定の業務(計画策定の業務)														9月～11月	○			
認可・確認基準(条例・規程等)	条例	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
	規程	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
規程	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
認可・確認(事業者説明、申請受付等)	条例	行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
	規程	行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～11月	○			
認定(規程等)、その他	規程	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
	交付・交付	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
		行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○			
総合支援システム	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
住民への周知広報	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
予算計画・財政対応	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
提供体制の整備状況	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				
	行政機関(行政機関)への取組													9月～10月	○				

新たな業務に係るフローチャートの作成・提供

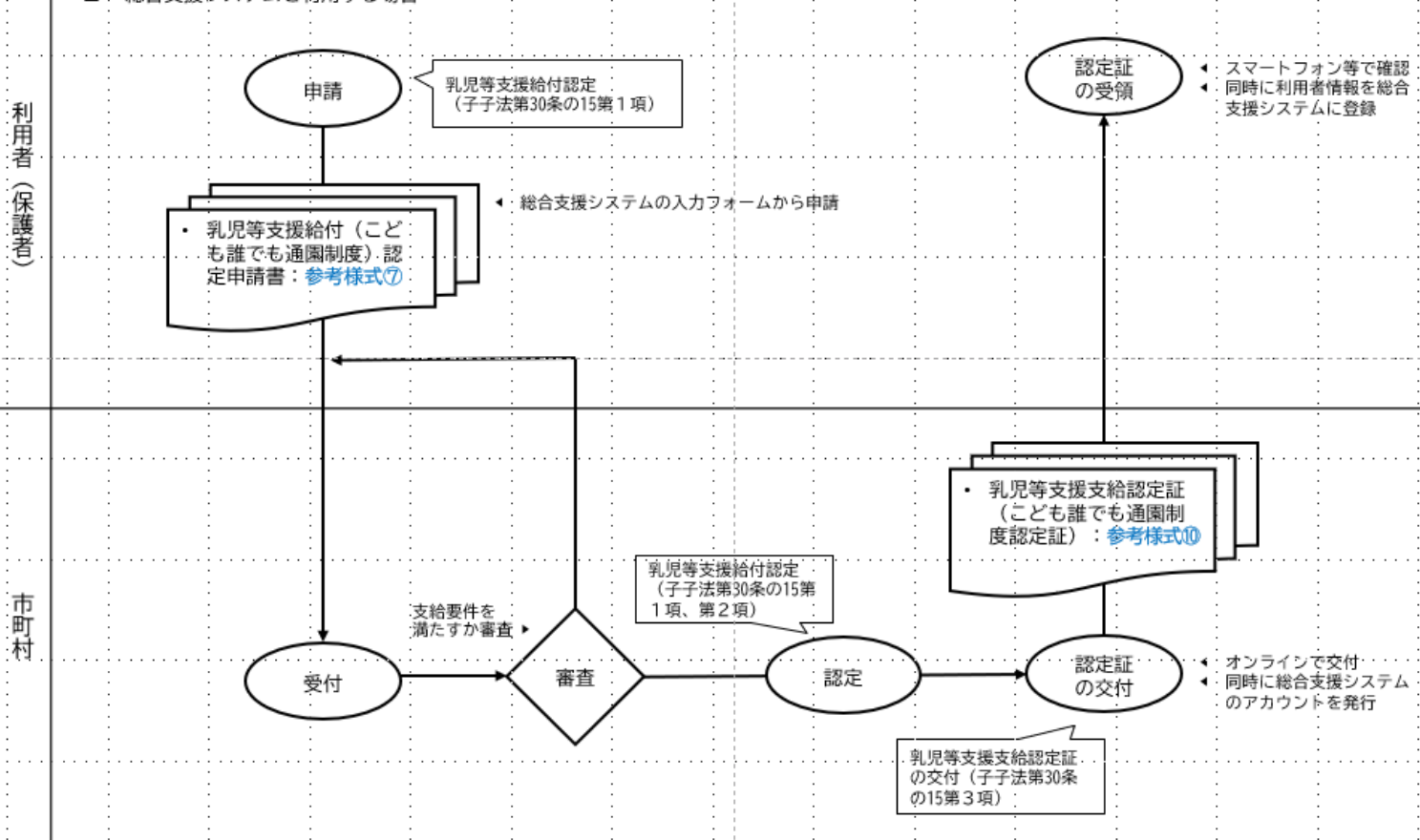
- 新たな業務
 - ・認可
 - ・確認
 - ・給付認定
 - ・給付費の支給
 などに係るフローチャートを作成・提供
- 自治体の業務整理や住民や事業者向け説明資料としての活用を想定



乳児等支援給付認定の事務において想定される事務フロー（案）

・乳児等支援給付認定に関する手続き

□ 総合支援システムを利用する場合



新たな業務に係る参考様式の作成・提供

□ 新たな業務

- ・認可
- ・確認
- ・給付認定
- ・給付費の支給等に係る参考様式を作成・提供

□ 自治体の規則や要綱の制定・改正の参考資料としての活用を想定

例：確認業務に係る参考様式（案）

参考様式⑤-4

様式第〇号(第〇条関係)

特定乳児等通園支援事業者確認変更届(利用定員減少)

〇〇市区町村長

年 月 日

所在地

届出者 氏名(又は名称)

代表者氏名

子ども・子育て支援法第54条の2の確認において定められた利用定員を下記のとおり減少したいので、同法第44条第2項の規定に基づき、届出します。

1. 施設の名称等

施設名称	
設置者・事業者の主たる事業所所在地	
電話	
メール	

2. 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員 (人)				変更後(減少)の利用定員 (人)			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
現に利用している小学校就学前子どもに対する措置							
利用定員を減少しようとする年月日							
利用定員を減少しようとする理由							

例：提出時に必要な添付資料一覧（案）

参考様式⑤-1		添付書類一覧			
必要となる書類	参考様式	備考	一般型	会社法用型	
□ 名称、種類及び位置がわかる書類等	施設全体の付近見取図		○	○	
□ 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図等	建物図面（平面図、立面図等）の写し	各階層の用途や設備等を明示したもの	○	省略可	・半地下等（1階部分、地下室等、地下等、地下等）を含む半地下等は省略可 ・その他（1階部分、地下等）は省略可（※）
	設備の図面		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
	土地及び建物の登記簿謄本（登記事項全部証明書）	発行されてから3か月以内のもの	○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
	賃貸借契約書の写し、所有の登記又は使用許可を受ける事を用する旨の写し（不動産の競争を認める旨の必要）		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
	建物の建築確認検査済書の写し	当該建物の提出が適当な場合は建築関係等記載事項証明書	○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
□ 事業の運営についての重要事項に関する書類	運営規程		○	○	
□ 経営の責任者及び施設の運営に当たする幹部職員の氏名及び経歴等	役員表（経歴書）		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
	（経歴書の責任者）法人定款事項証明書（登記簿謄本）		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
	（施設の運営に当たする幹部職員）貴職証（保証士等）の写し		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
□ 収支予算書等	収支予算書	収支計画、収入項目（補助金、利用料等）、支出項目などを記載したもの	○	○	
	借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書（貸借対当表の貸借による合計額を行っている場合）	【備考】乳児等通園支援事業者の認可等について（令和7年2月24日付成保発第154号）の附則1及び2を参照	○	○	
	最近3年間の運営状況（決算書等）（社会福祉法人及び学校法人以外の場合）	法人全体のもの	○	○	
	借入金返済（借入）計画書（事業に關し、借入れ等を行っている場合）		○	○	
□ 乳児等通園支援事業を行う者の経歴等	職員一覧表		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
	職員の経歴書		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
	資格証明書（保証士等）の写し		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
	研修の認定証（終了証）の写し		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
□ 乳児等通園支援事業を行う者の資産状況を明らかにする書類等	無償取得証明書（社会福祉法人又は学校法人は提出不要）		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
□ 法人の場合、その法人格を有することを証する書類等	登記事項証明書（又は法人登記簿謄本）		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
□ 法人又は団体においては定款、寄付行為その他の規約	決議書の定款又は寄付行為等の写し		○	省略可	第二種社会福祉事業（社会福祉法人等）の施設が確認できる場合には省略可（※）
□ 誓約書（誓約書等名称）		参考様式5	○	○	
□ 実施計画書	乳児等通園支援事業 実施計画書（一般型用）、（会社法用型用）	参考様式5-1	○	○	
□ その他（職員関係）	職員職務経歴表（シフト表など）		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
□ その他（職員関係）	就業規則、給与規定、経理規程等		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
□ その他（職員関係）	社会福祉法人職員退職金（健康保険・厚生年金・労働保険関係）		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
□ その他（施設関係）	消防設備点検報告書または検査済書の写し		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）
□ その他（施設関係）	防火管理者選任届書の写し		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可（※）



回数	日時	内容	形式	対象	参加数
1	5/16(金)11:00-12:00	こども誰でも通園制度都道府県担当者オンライン説明会	オンライン	希望都道府県	123 (自治体数46)
2	5/23(金)13:30-15:30	こども誰でも通園制度情報交換2025～自治体準備/パッケージ編～	ハイブリッド	希望都道府県 & 希望市区町村	1871 (自治体数1015) ※対面44名
3	6/5(金)9:45-10:45	島根県行政説明 令和7年度 島根県 市町村保育担当者会議	対面	島根県と管内市町村	県 + 管内自治体 35名程度
4	6/9(月)13:30-15:00	愛媛県行政説明 令和7年度 愛媛県 市町村担当者説明会	対面	愛媛県と管内市町村	県 + 管内自治体 40名程度
5	6/25(水)9:00-12:00	滋賀県行政説明 令和7年度滋賀県市町意見交換会	対面	滋賀県と管内市町村	県 + 管内自治体 50名程度
6	7/10(木)10:00-12:00	山口県行政説明 令和7年度山口県市町村担当者会議	対面	山口県と管内市町村	県 + 管内自治体 70名程度
7	7/10(木)13:30-15:00	埼玉県行政説明 令和7年度埼玉県市町村担当者向け説明会	オンライン	埼玉県と管内市町村	県 + 管内自治体 150名程度
8	7/15(火)14:00-15:00	熊本県行政説明 熊本県令和7年度こども誰でも通園制度に係る市町村担当者説明会	対面	熊本県と管内市町村	県 + 管内自治体 70名程度
9	7/25(金)13:30-16:00	こども誰でも通園制度情報交換2025～自治体担当者座談会編～	ハイブリッド	希望都道府県 & 希望市区町村	1748 (自治体数811) ※対面25名
10	7/28(月)14:00-16:00	宮崎県行政説明 令和7年度宮崎県こども誰でも通園制度説明会	対面	宮崎県と管内市町村と管内事業者	県 + 管内自治体 + 事業者 190名程度
11	7/30(水)14:00-16:00	岡山県行政説明 令和7年度 第2回 岡山県・市町村子育て支援施策推進会議	対面	岡山県と管内市町村	県 + 管内自治体 + 他県担当者 50名程度
12	7/31(木)13:30-16:30	兵庫県行政説明 「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据えたフォーラム	対面	兵庫県と管内市町村と実施事業者	県 + 管内自治体 + 事業者 280名程度
13	8/1(金)13:30-16:00	佐賀県行政説明 令和7年度佐賀県 こども誰でも通園制度 市町村担当者向け説明会	対面	佐賀県と管内市町村	県 + 管内自治体 30名程度
14	8/4(月)13:30-15:30	長野県行政説明 令和7年度長野県 こども誰でも通園制度 市町村担当者向け説明会	対面	長野県と管内市町村	県 + 管内自治体 130名程度
15	8/5(火)14:00-16:00	香川県行政説明 令和7年度 こども誰でも通園制度に係る市町村説明会	対面	香川県と管内市町村	県 + 管内自治体 50名程度
16	8/6(水)13:30-15:30	高知県行政説明 令和7年度高知県 こども誰でも通園制度 市町村担当者向け説明会	対面	高知県と管内市町村	県 + 管内自治体 50名程度
17	8/8(金)14:00-15:30	鳥取県行政説明 令和7年度鳥取県 こども誰でも通園制度 市町村担当者向け説明会	対面	鳥取県と管内市町村	県 + 管内自治体 30名程度
18	8/12(火)14:00-16:00	奈良県行政説明 令和7年度 こども誰でも通園制度に係る市町村説明会	対面	奈良県と管内市町村	県 + 管内自治体 80名程度
19	8/14(木)14:00-16:00	神奈川県行政説明 令和7年度第1回神奈川県保育対策協議会保育所等整備・運営部会	オンライン	神奈川県と管内市町村	県 + 管内自治体 50名程度
20	8/21(木)13:30-15:30	京都府行政説明 こども誰でも通園制度に係る京都府市町村説明会	オンライン	京都府と管内市町村	県 + 管内自治体 45名程度
21	8/22(金)13:00-15:00	福島県行政説明 福島県 こども誰でも通園制度に係るオンライン説明会	オンライン	福島県と管内市町村	県 + 管内自治体 100名程度
22	8/22(金)14:00-16:00	三重県行政説明 令和7年度 こども誰でも通園制度に係る市町村説明会	対面	三重県と管内市町村	県 + 管内自治体 50名程度
23	8/29(木)14:00-16:00	福井県行政説明 令和7年度 こども誰でも通園制度に係る市町村説明会	オンライン	福井県と管内市町村	県 + 管内自治体 50名程度
24	9/1(月)13:30-15:00	秋田県行政説明 令和7年度 こども誰でも通園制度に係る市町村説明会	対面	秋田県と管内市町村	県 + 管内自治体 50名程度
25	9/3(水)13:30-15:30	新潟県行政説明 新潟県 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)市町村担当者説明	オンライン	新潟県と管内市町村	県 + 管内自治体 50名程度
26	9/9(火)13:30-15:00	岩手県行政説明 岩手県 令和7年度こども誰でも通園制度に係る市町村説明会	オンライン	岩手県と管内市町村	県 + 管内自治体 50名程度
27	9/10(水)13:30-15:00	群馬県行政説明 令和7年度 こども誰でも通園制度に係る市町村説明会	オンライン	群馬県と管内市町村	県 + 管内自治体 50名程度
28	9/11(木)13:00-15:00	宮城県行政説明 令和7年度 こども誰でも通園制度に係る市町村説明会	対面	宮城県と管内市町村	県 + 管内自治体 + 事業者 50名程度
29	10/6(月)14:30-16:30	山形県行政説明 令和7年度こども誰でも通園制度勉強会	対面	山形県と管内市町村	－
30	10/10(金)13:30-16:00	長崎県行政説明 令和7年度 こども誰でも通園制度に係る市町村説明会	対面	長崎県と管内市町村	－
31	10/27(月)13:30-16:30	こども誰でも通園制度情報交換2025～先行自治体に学ぶ/認可について編～	ハイブリッド	希望都道府県 & 希望市区町村	－
32	10/20(月)14:00-15:30	福岡県行政説明 福岡県こども誰でも通園制度情報交換会	オンライン	福岡県と管内市町村	－
－	※調整中	石川県行政説明 ※調整中	オンライン	※調整中	－

※ 情報交換会は、今後も複数回実施予定

こども誰でも通園制度の研修について

こども誰でも通園制度研修及び経過措置について

令和7年度の状況

- 保育士以外の者が本制度に従事するためには、本制度への従事前子育支援員研修の基本研修及び専門研修（一時預かり事業又は地域型保育コース）等を修了していることを条件としている。
- 現在、令和8年度の本格実施に向けて、本制度を利用する全てのこどもたちに、安全・安心な保育と家族以外の人と関わる機会が提供できる環境を整備するため、子育支援員研修に本制度用の新たな研修コースを創設し、制度の全国的実施に向けた保育人材の育成を図るとともに、従事する全ての職員が本制度の意義や目的を理解し、認識を共有するための研修教材を開発する調査研究を実施中。

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ（令和6年12月26日）（抜粋）

- こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、一時預かり事業と同様の人員配置基準とすることが適当である（第2の6）としたが、この場合、保育士以外の従事者がこども誰でも通園制度に従事することもあり得る。
- こども誰でも通園制度の実施に当たっては、「こどもの安全」が確保されることが前提であり、また、通常の保育や一時預かり事業とは異なる専門性が求められる。こうした安全性や専門性を担保するために、令和8年度の本格実施に向けては、こども誰でも通園制度の従事者向けの研修を開発するべきであり、その内容や実施方法について、引き続き、検討する必要がある。

誰通検討会（第1回）におけるご意見

- 研修について、ふだんの忙しさから考えると、ビデオの視聴なども大切。ビデオの視聴だけではなくて、前後にやはりワークブックなどがあって予習できたり、ビデオを視聴した後に上司や主任保育士さんなどとそれに関しての話合いができたりとか、上司側もワークブックがあって一緒に深めていくような研修になるといい。また、その地域地域でこども誰でも通園制度をやっているところが情報交換をしたり、地域をつくる、子育ての地域をつくっていくという役割もこの研修にあったらいいのではないかな。

対応の方向性（案）

- 従事する全ての職員が本制度の意義や目的を理解できるよう、①「保育士資格を有しない者」を対象とする新たな子育て支援員研修コース（以下「新コース」）と②「施設長・管理者、保育士」を対象とする研修資材を開発する。
- 【①「保育士資格を有しない者」を対象とする新たな子育て支援員研修コースについて】
- 「保育士資格を有しない者」を対象に、子育て支援員研修に新コースを創設し、制度の全国実施に向けた保育人材の育成を図る。この新コースの内容等については、現在調査研究で検討しているところであり、令和7年度末頃に示す予定。
- 【②「施設長・管理者、保育士」を対象とする研修資材について】
- 「施設長・管理者、保育士」を対象とする研修資材については、現場の負担感にも配慮した上で、事業所内での一斉視聴による制度意義等の職員間での認識共有や従事者の定期的な振り返り・再学習ができるよう、新コースの内容を活用した動画視聴型の研修教材とし、あわせてリーフレットやマニュアルを作成する。

対応の方向性（案）

【保育士以外の者が本制度に従事するための要件について】

- 令和8年度以降については、「保育士資格を有しない者」を対象に、子育て支援員研修に新コースの創設を予定していることを踏まえ、保育士以外の者が本制度に従事するためには、新コースを修了していることを要件としてはどうか。
- なお、新コースの内容等については、令和7年度末頃に示す予定のため、各自治体（主に都道府県）が保育士以外の者を対象とする新コースを開講できるのは、令和8年夏以降が見込まれるところ、本制度の本格実施に向けた保育人材を確保するためには、現行制度（令和7年度時点）で従事を認められている者（＝子育て支援員研修の基本研修及び専門研修（一時預かり事業又は地域型保育コース）等の修了者）が、令和8年度においては、引き続き本制度に従事できるよう経過措置を設けることが必要ではないか。
- ただし、経過措置の対象者については、新コースの受講は必須ではないものの、本制度の意義や目的の理解をより深めて従事することが望ましいことから、令和8年度中に「施設長・管理者や保育士向け研修動画」を視聴することを要件として求めることとしてはどうか。

その上で、これらの者については、こども誰でも通園制度に実際に従事した経験を有しており、制度理解も深まっていることが考えられることを踏まえると、令和9年度以降も引き続きこども誰でも通園制度への従事を可能としてはどうか。

こども誰でも通園制度研修及び経過措置について

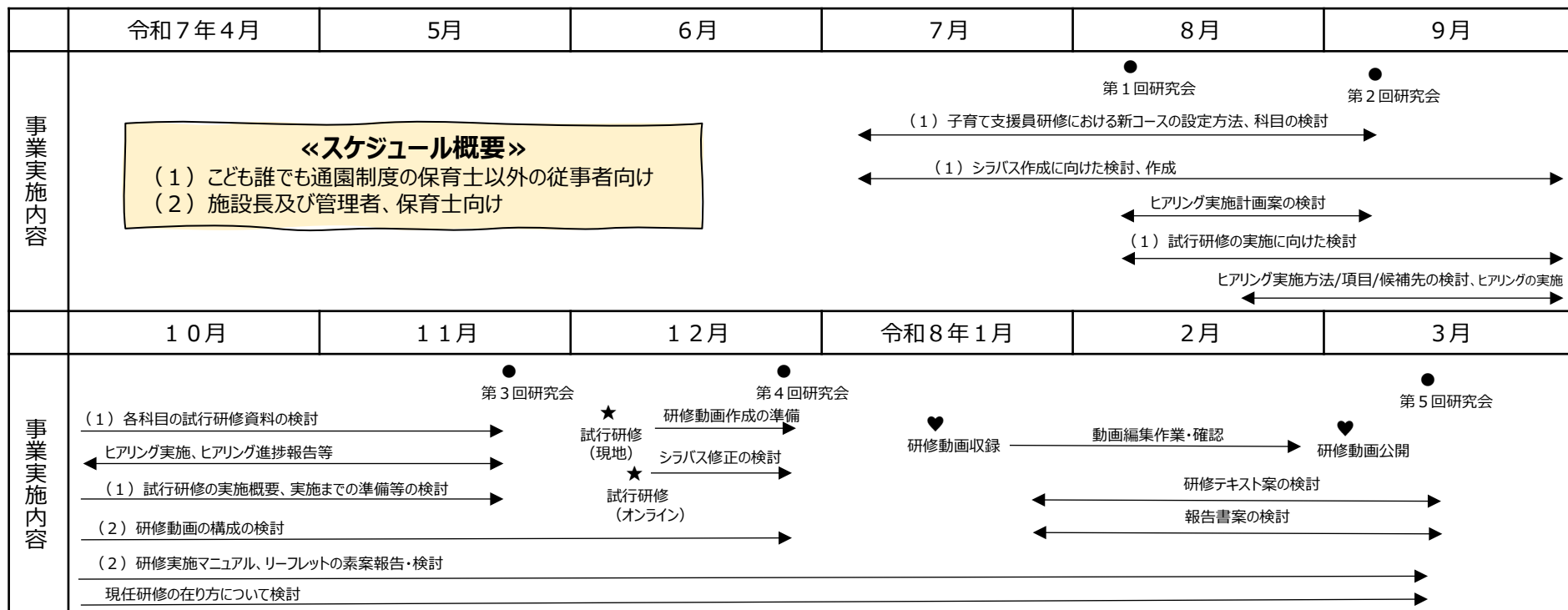
【参考】自治体等の研修実施スケジュールと修了者の事業従事開始時期の見通し

		令和 7 年度			令和 8 年度				令和 9 年度	
		2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q
こども家庭庁										
研修の開発等		調査研究事業								
研修内容公開 (シラバス・動画等)					こども家庭庁HPでの公開 自治体への通知					
自治体 (※主に都道府県)										
実施準備 (予算措置・契約等)			R8実施の準備		R9実施の準備					
研修実施期間 従事開始時期						研修実施期間 (各自治体、夏以降順次開始)			修了者 従事開始	
施設長・保育士等の 研修（各施設内）					随時実施 (こども誰でも通園制度専用の研修動画の視聴等)					

こども誰でも通園制度研修及び経過措置について

【参考】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の従事者への研修に関する調査研究

委員氏名 ※五十音順、敬称略	現職
尾木 まり ※委員長	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所 所長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長/認定NPO法人びーのびーの理事長
菊地 加奈子	社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表
倉石 哲也	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
高辻 千恵	大妻女子大学家政学部准教授
堀 科	東京家政大学児童学部教授



こども誰でも通園制度研修及び経過措置について

基本研修	8科目 8時間	①子ども・子育て家庭 現状(60分)	②子ども家庭福祉 (60分)	③子どもの発達 (60分)	④保育の原理 (60分)
		⑤対人援助の価値と 倫理(60分)	⑥児童虐待と 社会的養護(60分)	⑦子どもの障害 (60分)	⑧総合演習 (60分)

共通	12科目 15～ 15.5 時間	①乳幼児の 生活と遊び (60分)	②乳幼児の 発達と心理 (90分)	③乳幼児の 食事と栄養 (60分)	④小児保健Ⅰ (60分)	⑤小児保健 Ⅱ(60分)	⑥心肺蘇生 法(120分)
		⑦地域保育 の環境整備 (60分)	⑧安全の確 保とリスクマ ネジメント (60分)	⑨保育者の 職業倫理と 配慮事項 (90分)	⑩特別に配慮 を要する子ど もへの対応 (0～2歳児) (90分)	⑪グループ 討議(90 分)	⑫実施自治 体の制度に ついて (任意)(60 ～90分)

全コース必須

一時預かり 事業	6科目 6～6.5時間 +2日以上	①一時預かり事業 の概要(60分)	②一時預かり事業の 保育内容(120分)	③一時預かり事業の 運営(60分)
		④一時預かり事業における 保護者への対応(90分)	⑤見学実習オリエンテー ション(30～60分)	⑥見学実習 2日以上

地域型保育	6科目 6～6.5時間 +2日以上	①地域型保育の概要 (60分)	②地域型保育の 保育内容(120分)	③地域型保育の 運営(60分)
		④地域型保育における 保護者への対応(90分)	⑤見学実習オリエンテー ション(30～60分)	⑥見学実習 2日以上

既存コース
(経過措置対象)

こども誰でも通園制度	●科目 ●時間 +●日以上	こども誰でも通園制度コースの設定			
		■検討事項■ ・科目の設定方法 ・各科目の内容 ・時間数 ・講義形態(講義・演習・実習等) ・「①保育士以外の従事者」以外にも、「②施設長及び管理者」「③保育士」にも受講してもらいたい部分をチャプターで区切り抜粋できるようにする / 等			

本制度用として創設

別途、上記研修で作成した研修
内容や研修動画を活用し、施設
長及び管理者、保育士向けの研
修教材(動画・マニュアル・リー
フレット等)を作成予定

令和 8 年度以降の 利用可能時間について

令和 8 年度以降の利用可能時間について

令和 7 年度の状況

- 令和 7 年度においては、こども一人あたり「月10時間」を上限としているが、市町村によっては、独自に利用可能時間を設定している。
- これは、「令和 7 年度の利用可能時間については、こども誰でも通園制度を法律上の制度として実施するに当たり、全国の自治体において対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点に鑑みれば、全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がないことや、保育人材の確保が課題となっている現状を踏まえ、引き続き、「月10時間」を国による補助基準上の上限とすることが適当」という考え方を踏まえて設定されたものである。

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ（令和 6 年12月26日）（抜粋）

- 令和 8 年度以降、こども誰でも通園制度が子ども・子育て支援法上の「乳児等のための支援給付」と位置付けられることに伴い、同法に基づき、利用可能時間を法令上規定する必要がある。

（※）子ども・子育て支援法第30条の20第 3 項に規定される「十時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間」について、内閣府令で規定する必要がある。

- 令和 8 年度以降の利用可能時間を法令上規定するに当たっては、令和 7 年度における制度の実施状況、全国的な提供体制の確保状況、保育人材の確保状況等を踏まえ、引き続き、検討を行う必要がある。
- なお、第 8 回こども未来戦略会議（令和 5 年12月11日）参考資料 1「こども未来戦略方針の具体化に向けた検討について」において、「人材確保などの課題があり、令和 8 年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置を設ける。（令和 8 ・ 9 年度の 2 年間の経過措置）」とされている。この経過措置の詳細についても、検討する必要がある。

（※）子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第47号）附則第 6 条の規定により、令和 8 年度及び令和 9 年度においては、第30条の20第 3 項の「十時間」は「三時間」と読み替えて適用することとされている。

令和8年度以降の利用可能時間について

誰通検討会（第1回）・子ども・子育て支援等分科会（第11回）におけるご意見

（誰通検討会（第1回））

- 利用時間については、10時間という上限で8年度は進むということは了解しているが、調査研究をしていただき、ここでは一応10時間から20時間という結果が出ているので、この辺りは今後、検討の材料にさせていただく価値があるのではないかと考えている。
- 令和6年度の実施状況について、資料をお示しいただいているが、できればこどもたちが使っている時間、何時から何時の時間が一番多いかという分布図のようなものをいただくと、どの辺がいつも園を使われている中で多いのか、集中しているのかということが分かるので、もしそういう時間を把握しているようであればお示しいただきたい。
- 利用時間10時間の上限については、こどもにとっても、保育者にとっても10時間では短過ぎるのではないかとこの声が多く上がっている。ぜひこども見直していただきたい。
- 現状では利用時間の上限が10時間と定められているが、この時間をこどもにとって負担が少なく、制度の効果を最大限に引き出せるよう活用する方法について検討する必要がある。また、保護者に対してその意義を説明することも重要である。さらに、実施地域であるにもかかわらず利用に至っていない家庭に対して、どのように制度利用へ導くかについても検討すべきである。
- 月10時間という時間について、来年から始めるに当たって、まだ取り組んでいない自治体の皆様にとって、その10時間というものがどのように把握されているのか。10時間でなくても、それ以下の時間でもとにかく取り組んでいただくことを進めていくべきなのか、その辺の議論をまた皆さんともさせていただければと思うが、まずは全ての自治体が取り組むことが重要。

（子ども・子育て支援等分科会（第11回））

- 現在の月10時間という設定では、週1回の通園すら困難であり、定期的な通園の保障という観点からも、また保育者との安定した関係性やアタッチメントの形成という観点からも、時間が不足しているのではないかと危惧している。親子通園は一つの方策であると考え、令和8年度以降の利用可能時間が未定であることから、改めて検討いただきたい。また、既に実施している自治体の事例や調査結果を、保育の質の観点から分析し、制度設計に反映していただきたい。
- 検討会でも議論がされてきたかとは存じますが、月10時間でこどもの育ちを支援することが可能なのか、また、資料4の改正案に記載のように、産前産後の休業、育児休業明けの保護者の利用も踏まえると、補助の拡充が認められると、さらに実用的で有用な制度になるのではないかと考えております。

令和 8 年度以降の利用可能時間について

対応の方向性（案）

- 令和 8 年度以降の利用可能時間については、同年度からこども誰でも通園制度は全国で実施することとなり、全国の自治体において対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点に鑑みれば、9割弱の自治体が令和 8 年度以降にこども誰でも通園制度を開始する中で、
 - ・全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がないこと（※ 1）
 - ・保育人材の確保が課題となっている現状（※ 2）を踏まえると、引き続き、「月10時間」とすることとしてはどうか。

（※）令和 7 年 4 月 1 日時点の定員充足率は88.4%（対前年▲0.4%）と令和 6 年 4 月 1 日から横ばい。

（※）令和 7 年 4 月の保育士の有効求人倍率は2.58倍（対前年同月比で0.16ポイント上昇）となっており、全職種平均の1.18倍（対前年同月比で同数値）と比べると、依然高い水準で推移している。

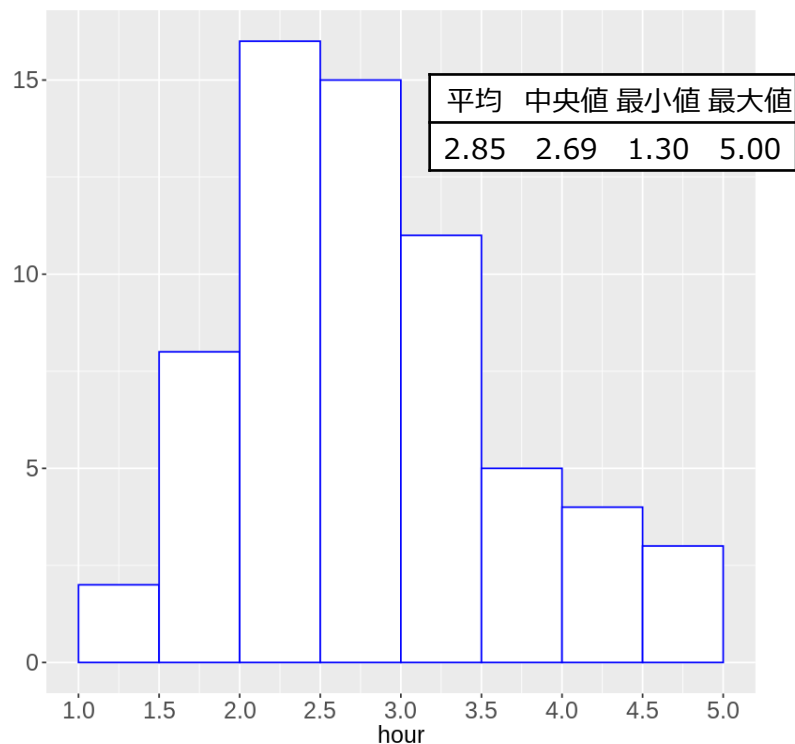
- また、各自治体の準備の進捗が様々であるところ、令和 8 年度からの円滑な制度の施行に向けて、令和 8 年度及び令和 9 年度の経過措置として、自治体が条例で利用可能時間を 3 時間～10時間未満の範囲内で設定することができることとしてはどうか。

（※）各自治体における経過措置の適用状況については、国において取りまとめて公表することを予定している。

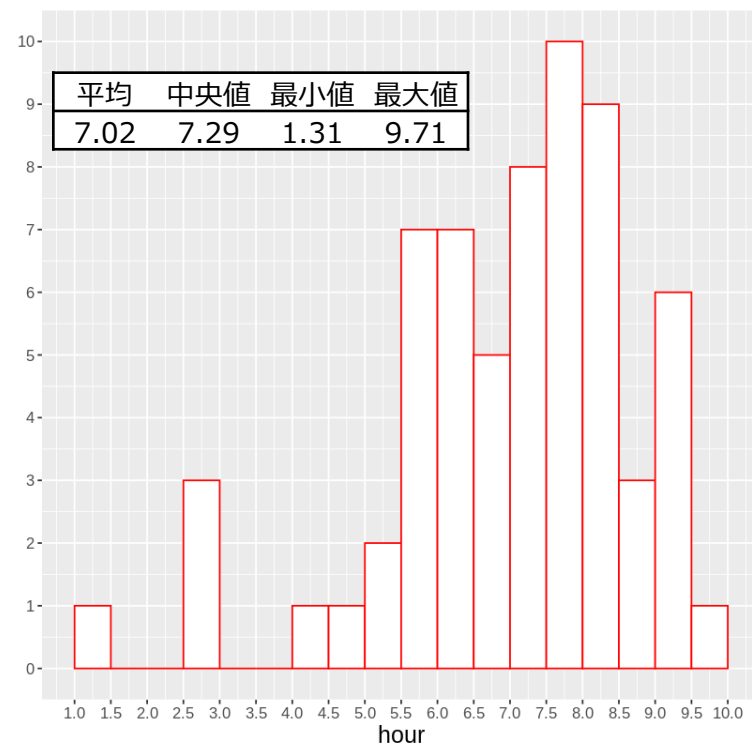
令和 8 年度以降の利用可能時間について

【令和 6 年度試行的事業における状況】

平均利用時間（利用 1 回当たり）



平均利用時間（こども 1 人当たり）



※令和 6 年度において、延べ300人以上こどもが利用した事業所（64事業所）の平均利用時間。

運営基準等について

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた法令改正について（全体像）

- 令和 8 年度からこども誰でも通園制度を本格実施するに当たり、こども家庭庁において、既に、所要の政令を制定したほか、今後、所要の内閣府令を制定することを予定している。

【政令】

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 7 年政令第 343 号・令和 7 年 10 月 3 日公布、令和 8 年 4 月 1 日施行（一部の規定を除く。））
（主な内容）
 - ・ 政令に委任された乳児等支援給付認定の取消事由を定める。
 - ・ 国が行う内閣府令及び公定価格告示の制定に当たっての意見聴取並びに利用定員を定める際の市町村による意見聴取を令和 8 年 4 月 1 日前に行うことができることとする。

【内閣府令】

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（仮称）

- （主な内容）
 - ・ 乳児等支援給付認定に関する手続、乳児等支援支給認定証の提示、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に関する事項を定める。
 - ・ 乳児等支援給付費の支給に係る利用時間の上限及び経過措置を定める。
 - ・ 特定乳児等通園支援事業者の確認に関する手続を定める。
 - ・ 特定乳児等通園支援事業者について、ここdeサーチにおいて情報公表する項目に関する事項を定める。

- 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（仮称）

- （主な内容）
 - ・ 特定乳児等通園支援事業に係る利用定員その他の特定乳児等通園支援事業の運営に関する事項を定める。

- 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（仮称）

- （主な内容）
 - ・ 本年 1 月に制定した設備運営基準について、乳児等通園支援の確保が困難である離島その他の地域における特例措置を定める。

【その他】

- 上記のほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（令和 7 年内閣府告示第 124 号・本年 9 月 29 日公布、令和 8 年 4 月 1 日適用）を制定し、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更に関して必要な事項をお示した。

【対応の方向性（総論）】

- こども誰でも通園制度の本格実施に当たり必要な法令改正については、こども家庭庁において、前頁に記載のものを可能な限り早期に進めていくこととする。なお、次の項目については、それぞれに記載の方向で検討を進めることとしてはどうか。

【主要論点①：利用可能時間】

- P23からP27までを参照。

【主要論点②：初回面談】

- 初回面談については、これまで、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」等において、実施を求めてきたところであるが、その重要性を指摘する声が大いことも踏まえ、内閣府令（特定乳児等通園事業の運営に関する基準（仮称））に規定することとしてはどうか。

【主要論点③：離島その他の地域におけるこども誰でも通園制度の実施】

- 令和8年度以降のこども誰でも通園制度は、市町村の判断において実施する地域子ども・子育て支援事業（市町村実施事業）との位置づけではなく、全国において給付制度（乳児等のための支援給付）として実施するものとなることを踏まえ、離島その他の地域において、こども誰でも通園制度を円滑に実施することができるよう、本年1月に制定した設備運営基準の特例を設け、へき地保育所においてこども誰でも通園制度を実施できるようにしてはどうか。

主要論点②：初回面談について

- 内閣府令（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（仮称））において、次のような内容の規定を設け、事業者に対し、**こどもが最初に当該事業者を利用しようとするときに、面談（オンライン面談も可能）を行うことを義務付けてはどうか。**

【規定の内容（案）】

- ① 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、**当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。**
- ② 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- ③ 特定乳児等通園支援事業者は、①の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（参考：「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（抄））

(2) 事前面談

- 初回利用の前に、保護者（利用こどもも同席することが基本）と事前の面談を行い、I ①で記載の制度の意義や、利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握します。

【面談時の説明及び確認内容の例】

- ・ 施設の方針や実施内容
 - ・ 個人情報の取扱い
 - ・ 必要な持ち物や利用に当たってのルール
 - ・ 体調不良時の対応
 - ・ 災害発生時の避難先等
 - ・ 家庭での過ごし方、離乳の状況や食事や睡眠、排せつ等の状況
 - ・ 子育ての方針や大切にしていること、こどもの好きなこと苦手なことなどの把握、家族の状況
 - ・ 利用料、キャンセルポリシー 等
- 面談はオンラインで実施することも可能です。この場合も、画面でこどもの様子もあわせて確認できる形で実施することを基本とするとともに、一定の時間を確保して丁寧に説明と確認を行うことが必要です。
- なお、事前面談での確認内容に加えて、実際の受入れ時においては「受入日の体調」「送迎の時間や送迎者」等を改めて確認することが必要です。

主要論点③：離島その他の地域におけるこども誰でも通園制度の実施について

- へき地保育（特例保育）は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、保育所等や地域型保育事業の確保が著しく困難な地域で実施されており、設備や職員に関する基準が存在しないものの、特例的に保育給付（特例地域型保育給付）の対象とされている。
- 保育におけるこうした取扱いも踏まえ、**へき地保育（特例保育）を行う事業者が、当該へき地保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合に、一般型乳児等通園支援事業について設定している設備（居室の面積等）及び職員（職員配置）の基準を適用しないこととはどうか。**

（参考：一般型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準の概要）

- 設備の基準
 - ・保育所と同様の面積基準（乳児室の面積は1.65㎡以上/人、ほふく室の面積は3.3㎡以上/人、保育室又は遊戯室の面積は1.98㎡以上/人等）等としている。
 - 職員の基準
 - ・保育所と同様に、0歳児については3：1とし、1、2歳児については6：1としている。
- ※設備の基準、職員の基準ともに、一般型一時預かり事業と同水準の基準としている。

（特例保育に係る特例地域型保育給付費の支給に関する参照条文）

◆子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）
（特例地域型保育給付費の支給）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する**特例保育（保育認定子どもに係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用**について、**特例地域型保育給付費を支給することができる。**

一～三 （略）

四 **特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域**であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、**特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育（教育認定子どもに係るものにあつては、教育認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）をいう。以下同じ。）**を受けたとき。

2～5 （略）

（参考）特例保育の実施施設・事業所数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所	238か所	225か所	202か所	185か所	167か所

公定価格・利用料について

令和7年度の状況

- 令和7年度については、子ども・子育て支援交付金において実施をしており、こども一人1時間当たりの単価は、0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円となっている。これに加え、障害児や要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合に加算を設けている。（障害児・要支援家庭のこども：400円、医療的ケア児：2,400円）
- 利用料については、事業者は、保護者から1時間当たり300円程度を標準に徴収することができることとしている。

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ（令和6年12月26日）（抜粋）

- 令和8年度からの給付化に伴い、こども誰でも通園制度の1時間当たりの費用について、公定価格として設定する必要がある、その在り方について検討する必要がある。また、地域区分や加算、利用料等の在り方についても併せて検討する必要がある。
- なお、公定価格の設定に当たっては、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定する必要がある。

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第1回）・子ども・子育て支援等分科会（第11回）におけるご意見

（誰通検討会（第1回））

- 単価について、上げてもらってはいるが、やはりかなり厳しい状況というのが現実。特に常時職員を抱えている一般型に関しては、非常に厳しい。広島市の例だが、この4月から47園が誰通に取り組んでるが、このうち通年で一定の利用者を受け入れることができる一般型に関しては7園のみ。残りは全て余裕活用型ですので年度後半に向けて入園児が増えていく。それは、年度後半に向けて利用枠が急激に減ってくるということを示している。なぜ一般型ではなく余裕活用型かと聞いたら、やはり専任職員を通年で抱えるのはこの単価では厳しいという意見がほとんどだった。誰でもいつでも利用できるという環境を整えるためには、やはり一般型をもっと増やしていかないとはいけないと考えており、そのためにも、基本分の単価を設けるなどしていただきたい。
- 単価について、質の向上の観点から、今、保育士が半分でいいというところを、全て保育士で賄っているところには加算などの措置を設けてほしい。
- 補助金について、月ごとの基礎的な補助というのを横浜市が特別にしている。そういったものがないとなかなか取り組みにくいところがあるので、これまで以上の公定価格の拡充をお願いする。それによって、前後の面談フォロー、そういったようなところもしっかりとやれるのではないかな。
- 利用者から頂く金額が1時間300円、標準というふうに示されているが、これはかなりこれから金額が事業者によっても市町村によっても変わってくる可能性がある。その際、広域利用というのを進めていくに当たって、安価な近隣の市町村に利用が集中するということがないのか、そういったことも検討が必要ではないか。横浜市は定期利用をマストにしており、自由利用を認めていないが、実施してみて、やはりいろいろな理由で欠席になるということが、お子さんの年齢も小さいことからたくさんある。その場合、ほかの方を受け入れることができなくて、とてももったいないような状況。もしかしたら、定期で利用している方については別の曜日に柔軟利用ができるとか、何かそういったようなやり方も検討が必要ではないか。
- 財政面について、現場の市町村および事業者からは、今年度の単価では運営が厳しいとの声が寄せられている。特に本事業の対象が0歳から2歳であることから、急な体調不良による当日キャンセルが頻発している。安定的な事業運営を確保し、保育士の雇用が不安定とならないよう、処遇面も考慮した適正な単価設定をお願いしたい。また、本格実施に伴い、都道府県および市町村等の自治体における財政負担が増加することが見込まれる。各自治体および施設が円滑に取り組めるよう、必要な財政措置を講じていただきたい。
- 事前準備や事務作業、通常保育との違いとして、こどもが慣れるまで1対1で対応する場面もある。利用申込みや収入の変動もある中で、1時間当たりの単価のみでは業務全体を十分にカバーできないと考える。本格実施に向けて、単価設定について再度検討を進めていただきたい。

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第1回）・子ども・子育て支援等分科会（第11回）におけるご意見

（子ども・子育て支援等分科会（第11回））

- 3名のこどもであっても年齢差がある場合には、保育士1人での対応が困難な場面がある。安全を確保するためには、複数体制が必要である。また、家庭的保育事業のように少人数保育を行う場合、定員割れにより1名のみを受け入れることもあり、現在の補助金では対応が困難である。さらに、環境整備の面でも、0歳児の利用を受け入れる場合には、ほふく室の設置など、利用児童に応じた環境をその都度整備する必要がある。人件費や施設整備費等に対する補助について、検討をお願いしたい。
- 費用面については、現行の給付金では運営が困難であるとの声が多く寄せられている。安定的な事業運営を可能とするため、給付金の見直しや基礎的補助の創設について検討いただきたい。
- 特に一般型の運営においては現在の単価では到底運営は不十分。例えば基本分単価を設定するなど、大幅な増額が必要。また、常時通園するわけではないため、事前の面談なども相当の時間を要する。現在の単価には、この面談等の時間が含まれておりませんので、面談等に要する時間も含めた単価設定にしていただきたい。
- 都市部・地方部など、地域の状況に応じて、受け皿となる施設や保育士の人材確保の状況、施設の使用状況が異なる。現行の体制では受入れが困難な場面も想定されるため、その点を念頭に置いていただきたい。
- 補助単価については、令和6年度から試行的に見直されているものの、常時稼働する通常保育とは異なる仕組みであることから、利用実績に基づく単価では実態に合わないとの声もある。したがって、単価設定についても配慮をお願いしたい。
- 各市において着実に制度が実施できるよう、施設整備や人材確保に関する支援、補助単価の見直し、そして受け入れ時間の設定等について、検討をお願いしたい。
- 令和8年度からの給付化に向け、制度の趣旨に沿った運用ができるよう、公定価格の設定や利用時間について十分なものとしていただくとともに、自治体等の準備に要する期間を考慮し、内容を早期かつ具体的に御提示いただきたい。

対応の方向性（案）

- 公定価格については、現在実施している子ども・子育て支援交付金と同様に、単価＋加算という形で実施をしてはどうか。
 - （※）単価・加算の詳細については、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。
 - （※）加算については、現行の加算（障害児加算、要支援家庭のこども加算、医療的ケア児加算）に加え、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。
- 公定価格と併せて、実費※に加え、事業所の取組に応じた必要な額を利用料として徴収することができることとしてはどうか。
 - （※）給食代・食材費、通園バス代、文房具代等を想定。
- 利用料の徴収に当たっての留意点については、整理した上で、別途通知等でお示しすることとしてはどうか。

【参照条文】

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

（支給要件）

第三十条の十四 乳児等のための支援給付は、支給対象小学校就学前子ども（満三歳未満の小学校就学前子ども（当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。）をいう。以下この節及び第五十四条の二第二項において同じ。）の保護者に対し、当該支給対象小学校就学前子どもの第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援の利用について行う。

（乳児等支援給付費の支給）

第三十条の二十 市町村は、乳児等支援給付認定保護者が乳児等支援給付認定子どもについて、第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者（以下この款において「特定乳児等通園支援事業者」という。）の行う第五十四条の二第一項の確認に係る乳児等通園支援（以下この款、第六十二条第二項第五号及び第七十二条第一項第三号において「特定乳児等通園支援」という。）を利用したときは、内閣府令で定めるところにより、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援給付費を支給するものとする。

2 （略）

3 乳児等支援給付費の額は、一月につき、特定乳児等通園支援を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される一時間当たりの特定乳児等通園支援に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該一時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額）に当該月に乳児等支援給付認定子どもについて特定乳児等通園支援を利用した時間（当該時間が十時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間を超えるときは、当該内閣府令で定める時間）を乗じた額とする。

4 （略）

5 乳児等支援給付認定保護者が乳児等支援給付認定子どもについて特定乳児等通園支援を利用したときは、市町村は、当該乳児等支援給付認定保護者が当該特定乳児等通園支援事業者を支払うべき当該特定乳児等通園支援の利用に要した費用について、乳児等支援給付費として当該乳児等支援給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該乳児等支援給付認定保護者に代わり、当該特定乳児等通園支援事業者を支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、乳児等支援給付認定保護者に対し乳児等支援給付費の支給があったものとみなす。

7・8 （略）

その他検討事項について

その他検討事項について

検討事項	対応状況
こども誰でも通園制度は満3歳以上のこどもを対象としていない中、受け皿（幼稚園等の満3歳児受入れ）確保が課題となっている点について	○「「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について」（令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）において、「幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること。」と自治体宛に依頼。 ○更なる働きかけについては、今後検討。
事業者側への説明について	○自治体の準備業務のチェックリスト（こども誰でも通園制度市町村準備状況確認票）の中に、「事業者向け説明会」の欄を設けており、自治体による管内事業者への説明会の実施を促進。 ○参考業務フロー及び参考様式をお示しし、事業者が事業開始に当たり提出する必要のある書類や提出タイミング等について見える化。
広域利用の在り方について	○「「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について」（令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）において、以下の事項をお示しした。 ・こども誰でも通園制度は、市町村の区域を超えて施設を利用できる仕組みとなっており、こども誰でも通園制度の量を見込むに当たっては、こうした広域的な利用も考慮する必要があること。 ・単独の市町村では十分な提供体制を整えることが難しい場合には、近隣の市町村と連携して事業所を確保し、支援を提供することが可能であり、その際には、事前に協議を行い、確保方策に記載することが求められること。 ・さらに、自市町村の住民が適切に支援を受けられるようにするため、事業者に対して「優先予約枠」の設定を求めることも考えられること。

その他検討事項について

検討事項	対応状況
こども誰でも通園制度の監査について	○市町村は、年度ごとに1回以上、国及び都道府県以外の者が行う乳児等通園支援事業が基準を遵守しているかどうかを実地につき検査することが求められている。監査の留意事項については通知においてお示しする予定。
親子通園の取扱いについて	○「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年3月こども家庭庁）において、以下の事項を周知している。 ・慣れるまでに時間がかかるこどもに対する対応として、利用の初期に「親子通園」を取り入れることが考えられること。 ・ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態になることがないように、また度の趣旨を正しく理解し、適切な実施期間となるよう留意する必要があること。 ・親子通園を利用の条件とすることは適当ではないこと。 ○「こども誰でも通園制度 事例集」（令和7年7月こども家庭庁）において、実際に親子通園を取り入れている施設の事例を紹介している。
広報について	○「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年3月こども家庭庁）、「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業 事例集」（令和7年7月こども家庭庁）を活用した、行政説明の実施。 ○「こども誰でも通園制度 基礎資料集」（令和7年7月こども家庭庁）の展開と、解説動画（令和7年10月こども家庭庁）の配信。 ○「こども誰でも通園制度紹介動画」（令和6年6月こども家庭庁）による周知に加え、令和8年度からの全国展開に向けた動画の作成を予定。 ○政府広報について、こども未来戦略加速化プランのSNS広告・車内動画広告（トレインチャンネル等）で動画を放送（こども誰でも通園制度は令和7年6月2日～6月8日）。 ○更なる広報について、今後検討。 ○自治体向けに、広報紙、HP及びSNSによる広報や想定スケジュールについて周知。